

国立大学法人大阪大学における寄附及びライセンス対価として 取得する株式等の取扱いに関するガイドライン

平成21年4月27日制定

1. 基本的な考え方

- (1) 平成17年(2005年)3月、文部科学省から「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(通知)」(平成17年3月29日付け16文科高第1012号、高等教育局長、研究振興局長通知)及び「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」に関するQ&A(平成17年3月29日付け事務連絡、研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室通知)が発出され、国立大学法人等が寄附及び特許権等の譲渡又は実施権の設定等の対価(以下、「ライセンス対価」という。)として株式(企業が発行する普通株、優先株、劣後株等)及び新株予約権(ストックオプション)を取得することが可能となった。また、平成20年に発出された「国立大学法人等が寄附により取得した株式の取扱いについて」(平成20年3月28日付け事務連絡、高等教育局国立大学法人支援課、研究振興局研究環境・産業連携課通知)及び「国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて(通知)」(平成20年7月8日付け20文科高第260号、高等教育局長、研究振興局長通知)においても、株式及び新株予約権の取扱いに関する文部科学省の考え方が示されている。なお、本ガイドラインでは、株式及び新株予約権を総称して「株式等」という。
- (2) 国立大学法人の寄附による株式等の取得が法において直接には禁止されていないこと、また、寄附により株式等を受入れないことは法人として得べき利益の放棄に繋がることから、大阪大学(以下「本学」という。)は、寄附目的が本学の業務に資する場合で、寄附条件が本学の業務を不当に拘束することがない場合には、寄附者の意向を尊重して株式等を受入れるものとする。
- (3) 社会貢献の一環として研究成果である特許等の技術移転の積極的推進を図るために、大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー企業及び大学と深い関連のあるベンチャー企業(以下「ベンチャー企業」という。)に対し特許権等の譲渡又は実施権の設定等を行う(以下、「ライセンス」という。)とき、ライセンス対価として現金に代えて株式等を受入れざるを得ないような場合においては株式等を受入れるものとする。

2. 株式等の受入れの基準等

- (1) 本学は、株式等の寄附が、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究及び寄附の条件に支障がないと認められる教育研究の目的に充てるべきものについては、当該

寄附を受入れるものとする。

(2) 本学は、ベンチャー企業に対しライセンスを行う場合において、当該企業が、対価に相当する現金を保有していないとき、対価を現金で支払うことによって資金繰りに窮すると認められるとき、又は、対価を現金で支払うことが当該企業の経営に著しい影響を及ぼすと認められるときは、ライセンス対価の全部又は一部を株式等で受け入れることができるものとする。

(3) 本学は、次のいずれかに該当する場合は、株式等を受け入れることはできない。

- ① 寄附者及び株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるとき。
- ② 株式等を取得することにより、株主として経営参加権等の共益権を行使しないと当該企業の経営に著しい影響を与えるとき。
- ③ その他本学の運営に支障があるとき。

3. 役員及び教職員からの寄附

本学の役員又は教職員は、職務上の教育・研究及び社会貢献に充てるものとして株式等の寄附を受けたときは、当該株式等を本学に寄附するものとする。

4. 株式等の売却等

(1) 取得した株式等は、速やかに売却するものとする。ただし、株式のうち日本国内外の証券取引所で取引されていないもの（以下「未公開株式」という。）及び新株予約権で売却できないときは、換金が可能な状態になり次第速やかに売却するものとする。

(2) 未公開株式及び新株予約権について買い取りの申し出があった場合には、売却の適否について、役員会の議を経て決定するものとする。

(3) 寄附目的が株式を保有することで生じる配当金を原資として業務の遂行に充てることとされているときは、寄附目的の達成に必要な期間保有し続けることができる。

(4) 未公開株式が上場される場合に証券取引所又は当該株式の主幹証券会社から、上場後一定期間、継続して保有することを求められたときは、その適否について決定するものとする。

5. 新株予約権の権利行使

(1) 新株予約権を現金化する過程において必要があると認めるときは、当該新株予約権の権利行使を行って株式を取得することができるものとする。

(2) 新株予約権の権利行使により取得した株式等の売却等については、「4. 株式等の売却等」によるものとする。

(以上)